

日本中國學會報 第六十七集  
二〇一五年十月十日 發行 拔刷

上海圖書館所藏明鈔本『夷堅志乙志』について

——洪邁の改作経緯に着目して——

潘

超

# 上海圖書館所藏明鈔本『夷堅志乙志』について

——洪邁の改作経緯に着目して——

潘 超

## 一、はじめに

『夷堅志』は南宋の洪邁が知人から聞いた話、または他人の著作から抜粋した異聞奇談を収録しており、もとは四百二十巻の志怪小説集である。現存する上海圖書館所藏清鈔本、或いは通行本である中華書局本の前四志は、全て元代に刊行された「宋刻元修本」に淵源している<sup>①②</sup>。宋刻元修本は、南宋の建安本を底本として印刷したもので、建安本のテキストに遡ることができる。建安本とは南宋時代に洪邁が原刻本である會稽本の内容に對して改作・削除を行い、新たに刊行したものである。一方、同じく南宋に洪邁が編纂した會稽本、及び贛本は後世に傳わっていない。そのため、従來の研究において、南宋における諸本の相違點、並びに洪邁が改作した本當の原因についてはまだ考察されていない。

上海圖書館に所藏されている三卷（殘）『夷堅志丁志』（實際の内容は『乙志』<sup>③</sup>）鈔本は明代の祝允明自筆鈔本である。この鈔本についての研究は未だ十分ではない。管見の限りでは、この鈔本に關する論文はただ張祝平「祝允明鈔本『夷堅丁志』對今本『夷堅乙志』的校補」（『文

獻』、二〇〇三年第三期）だけである。張氏は上海圖書館所藏明鈔本（以下、上海乙本と稱す）を以て通行本の内容と比べ、様々な異なる部分を指摘し、更に通行本で残っていない「興元鍾志」、及び「趙士珩」「俠婦人」の一部分を輯佚した。しかしながら、この三卷殘鈔本には自序がないし、歴代の書目にも採録されていないので、この明鈔本の作成時期と背景、及びなぜ現存する建安本系のテキストと異なるのかについて、張祝平氏は検討していない。

本稿では、『乙志』の源流を考察した上で、祝允明『懷星堂集』と上海乙本の特徴に基づき、これまで考察されていない上海乙本の作成時期とその意圖を明らかにしたい。また上海乙本を以て現存する建安本系統のテキストと比較し、様々な削除・改作の箇所に着目して、上海乙本と現存しない原刻本との關係についても考えてみたい。最後に、『乙志』のうちの「俠婦人」という小説の改作経緯を通して、洪邁が改作した理由を具體的に考察してみたい。

## 二、『夷堅志乙志』の版本源流

### (一) 現存する『夷堅志乙志』の來源

現在最も完備した『夷堅志』の版本は、張元濟が整理した二〇六卷『新校輯補夷堅志』に基づいた二〇七卷中華書局本（以下、通行本と稱す）である。通行本における各志の版本源流について、巻首の序文と張元濟の跋文によると、全書二〇七卷は次の四つの系統から構成されている。

(1) 甲、乙、丙、丁四志の八十卷嚴元照影鈔本  
(2) 一百卷旧鈔本

(3) 『分類夷堅志』から輯佚された『支補』二十五卷

(4) 諸書から輯佚された『再補』、『三補』

本稿では『乙志』に注目するため、『乙志』を含む嚴元照影鈔本（以下、嚴鈔本と稱す）の源流について簡述したい。嚴元照は跋文で以下のように述べている。

乾隆壬子見於蘇州山塘錢氏萃古齋、以錢萬四千得之。(略)此係宋時閩本、元人以浙本修補、見卷首元人一齋沈天佑序。(略)因重錄此、以爲之副。行款字畫、補版奪葉、一遵原文。

乾隆壬子の年に、蘇州山塘の錢氏の萃古齋でその本を見て、一萬四千錢で手に入れた。(略)これは宋時代の閩本であり、元人が浙本を以て修補したことは、巻首に元人の一齋沈天佑の序文に見える。(略)よってこの本を新たに寫し、これを副本とする。行款と書體・字樣、補版と脱葉は全て原文に從う。

また、元代の沈天佑が八十卷『夷堅志』を刊行した序文も残っており、分甲、乙、丙、丁四志、每志有二十卷。(略)今蜀、浙之板不存、

獨幸閩版猶存於建學。(略)愚因據浙本之所有、以補閩本之所無。甲、乙、丙、丁の四志に分け、各志は二十卷である。(略)今蜀と浙の板木は保存されていないが、ただ閩版は幸いにもなお福建の官學に保存されている。(略)よって私は浙本に有る所をあつめて、閩本に無い所を補った。

と述べているように、元代の沈天佑が南宋の「閩本」の板木を底本として、浙本（古杭本）より若干の小説を補修し、新たに印刷した。この版本が嚴鈔本の書寫した底本であり、なおかつ通行本の前四志（甲乙丙丁）八十卷の底本であつて、「宋刻元修本」と稱される。現存する前四志足本は全て宋刻元修本系に屬しているものである。そのため、現存諸本の『乙志』テキストの來源は南宋における「閩本」に遡ることができる。それでは、南宋の「閩本」とはどのようなものなのか。南宋時代における『乙志』の刊行經緯を確認してみたい。

### (二) 『乙志』の刊行經緯

南宋乾道二年（一一六六）に洪邁は會稽で『乙志』を刊行した。それは『乙志』の初刻本で、會稽本といわれる。次いで乾道七年（一一七七）に『夷堅志』の第三志として『丙志』を出版した際、洪邁は刊行序文に、

始予萃『夷堅』一書、顛以鳩異崇怪、本無意於纂述人事及稱人之惡也。然得於容易、或急於滿卷秩成編、故頗違初心。如『甲志』中人爲飛禽、『乙志』中建昌黃氏冤、馮當可、江毛心事、皆大不然、其究乃至於誣善。又董氏俠婦人事、亦不盡如所說。蓋以告者過、或予聽焉不審。爲竦然以慚、既刪削是正。<sup>8)</sup>

初め私は『夷堅』一書を編纂した時、もつぱら怪異物語を重んじて集め、もともと人事を纂述し人の悪を稱する意圖はなかつた。

しかし、(話が)容易に得られたり、編集を急いだりしたため、それ故に初心と異なるに至った。例えば、『甲志』の中の「人爲飛禽」、『乙志』の中の「建昌黃氏冤」、「馮當可」、「江毛心」などの事は、皆事實ではなく、その究みは善人を中傷するに至った。また董氏の「俠婦人」の事も、全てが説かれていた通りだとは限らない。おそらく話者が過つた、或いは私がお話を聞いても、詳しく調べなかつたために、ぞつととして恥ずかしく感じる。そこで削除したり是正したりした。

と述べた。これによると、會稽本が出版された後、その中の「人爲飛禽」、「建昌黃氏冤」、「馮當可」、「江毛心」、「俠婦人」の幾つかの話の問題點が指摘され、洪邁はやむを得ず乾道七年の序文に述べるように、編集の初心は「怪異物語を重んじて集め、もともと人事(人間社會の出来事)を纂述し人の悪を稱する意圖はなかつた。」と辯明したのである。更に、一年後の乾道八年(一一七二)に、洪邁は指摘された問題に對處するために、

以會稽本別刻于贛、去五事、易二事、其他亦頗有改定處。淳熙七年七月又刻于建安。

會稽本を以て別に贛に刻し、五事を去り、二事を改作し、その他にもまた頗る改定する處があつた。淳熙七年七月にさらに建安において刻した。

と述べて、原刻本である會稽本の中の五話を削除して二話を改訂し、ほかの箇所も改定した後、贛(江西)で新たに刊行したことがわかる。當初『乙志』に収録されていた「人爲飛禽」、「建昌黃氏冤」、「馮當可」、「江毛心」の物語はいずれもなくなり、「俠婦人」の話のみ残つたが、後述するように、「俠婦人」のテキストも一部削除されるな

どの作業を経ており、當初のままではない事が分かる。この修正された版本は贛で新たに印刷されたので、贛本と稱される。次に淳熙七年(一一八〇)に洪邁が前四志を合わせて、新たに建安で上梓したのが建安本と言われる。次の表は、『乙志』の南宋における諸版本が成立した時代と刊行地である。

(表一)

版本	會稽本	贛本	建安本
刊行時代	乾道二年 (1166)	乾道八年 (1172)	淳熙七年 (1180)
刊行地	會稽	贛	建安
志名	乙志		

『夷堅志』には卷ごとに、その卷に収録された小説數が記録されている。それを『乙志』につき調べてみると、次の五卷部分に違いがあることがわかる。

(記録)

(實數)

- ①卷四 十二事 十一事 (闕一事)
- ②卷五 十三事 十二事 (闕一事)
- ③卷十一 十三事 十二事 (闕一事)
- ④卷十六 十五事 十四事 (闕一事)
- ⑤卷十七 十六事 十五事 (闕一事)

これらは、各卷一事ずつ、合計で五事を缺いており、洪邁の刊行序文の「去五事」と符合する。

ところで、建安(現在の福建建甌)の刻本は閩本と呼ばれる。また、

前述したように、宋刻元修本の底本は「閩本」であり、更に宋刻元修本の『乙志』の序文の附記に、淳熙七年（一一八〇）七月に建安で刊行したとある。そのため、宋刻元修本の底本の「閩本」は南宋の建安本であると考えられる。また、冒頭に述べた如く、現存する『乙志』のテキストは全て、宋刻元修本系統に属しており、即ち洪邁自身が編纂した『乙志』の三つの版本は建安本（閩本）系統のみ後世に伝わっていることが明らかとなる。<sup>②</sup>

### 三、上海圖書館所藏明鈔本と原刻本『乙志』

#### （一）書誌情報

上海圖書館には明代の祝允明が書寫した『夷堅乙志』三卷（殘）が所藏されている。以下、この鈔本の詳しい書誌情報を記しておく。

當該資料は卷一・卷二・卷三の鈔本三十二葉で、每葉縦二〇・八厘、横二五・八厘。每卷の卷首に「夷堅乙志卷第幾 小説數 吳祝 允明 錄」と墨書されている。各卷の小説數は「十三事」、「十二事」、「十四事」が注記されるが、卷三には六事しか残っていない。本文は半葉十行、行二十字、文中小注と小説の提供者は小字で書寫されている。卷三の末（三十三・三十一・三十二葉）に夔叔文（二五九二）、文從簡（二六四二）、翁同龢（一八九八）などの跋文がある。

一方、民國の『壯陶閣書畫錄』は上海乙本を「冊」と記録しており、上海乙本は元來三十二枚で綴じられ、冊子本として流傳していたと考えられる。<sup>③</sup>

#### （二）書寫時代

上海乙本は自序がないため、張祝平氏は鈔本の書寫スタイルに據り、書寫時代を祝允明が四十歳、即ち弘治十三年（一五〇〇）前後である

と推測したが、この鈔本の書寫した背景と意圖については言及していない。祝允明著『懷星堂集』卷十三の中で、自分の上司である廣東提刑按察司僉事の黃昭へ宛てた書簡に、

外有拙稿紀事四冊呈覽、又洪氏『夷堅』、書二冊并上、後更續呈、亦稍爲公退食解頤之需耳。<sup>④</sup>

他にも拙稿である紀事四冊を（あなた様様に）呈しご覧頂き、更に洪氏の『夷堅』を二冊に書いて、併せて呈上いたします。その後更に續いて呈しますが、それはまた公務の後の笑いのねたになることでしょう。

とある。では、この書簡の中で述べている「紀事四冊」はどの書物を指しているのか。祝允明は自身の著作を『祝子通』、文集、「紀事」、「小言」の四類に大別している。<sup>⑤</sup>「紀事」の種類に属する諸書の中で、祝允明が没する（一五二七）前に出版され、しかも四冊であるのは、紀事の筆記である『野記』のみが符合する。邱曉平「祝允明雜著版本考辨」（『文獻』、二〇〇三年第二期）に據ると、明刻本『野記』は四冊あり、半葉十行、行十八字、正徳六年（一五一二）八月前後に刊行されている。これは前掲の書簡に述べられた「拙稿紀事四冊」と符合している。従って、書簡の「紀事四冊」は『野記』である可能性が高いと思われる。また前述した様に、上海乙本は元々「冊」で裝訂されており、祝允明がこの鈔本を何冊に裝訂したかは分かりようがないが、『野記』四卷（半葉十行・行十八字）が四冊に裝訂されていることから考えれば、上海乙本の殘三卷『乙志』（半葉十行、行二十字）は二冊〜三冊に裝訂されていると考えるのが妥當であろう。よって上海乙本は書簡に述べた二冊「洪氏夷堅」（或いは一部分）に他ならないと考えられる。祝允明は正徳十年（一五一五）から廣東興寧縣知事に赴

任し、上司の黄昭と付き合い始め、そのため文集中に黄昭との公務往來の書簡と序文がしばしば出現している（「與分巡黃僉憲」、「送憲副黃公按察人闈序」）。黄昭が正徳十二年（二五二七）の夏に廣東提刑按察司から福建按察司副使に遷ったことから考えれば、上海乙本が書寫されたのは、二人が廣東に同時にいた正徳十年（二五二五）〜正徳十二年（二五二七）頃であり、張祝平氏が推測している弘治十三年（二五〇〇）ではなからう。上海乙本は祝允明が上司である黄昭の公務が暇の時に讀んでもらうようにと書寫したものであると考えられよう。

### (三) 本文の異同について

張祝平氏はすでに上海乙本と通行本の乙志の最初の三卷との様々な異同・改作を指摘している。また、冒頭で筆者が考證したように、現存する諸本は南宋の建安本に遡ることができるので、次に問題となるのは、何故上海乙本と建安本のテキストに異同があるのかということである。筆者はそのことを具體的に明らかにする爲に、仔細に上海乙本と建安本系統のテキスト（底本は『續修四庫全書』に収録された上海圖書館所藏清鈔本に基づき、適宜通行本を参照）を比較した。紙幅の都合上、ここでは八例のみを挙げることにする。

(表二)

	上海乙本	建安本系	卷數—小説名
①	子禮説	蔣丞相説	二—宜興民 <sup>18)</sup>
②	徐擇之丞相帥北京	徐擇之丞相居睢陽	二—趙士琬
③	蔣善昭字仲晦永嘉人	永嘉人蔣教授	二—蔣教授 <sup>19)</sup>

上海圖書館所藏明鈔本『夷堅志乙志』について

④	將之銓曹料理	將往吏部料理	二—蔣教授
⑤	本鳥墩莫司法庶女	本鳥墩莫知錄庶女	二—莫小孺人
⑥	字齊年、仙井人	字齊年、(無し)	一—更生佛
⑦	董國度負心プロット 纒數月、忽病、瘰癧 繞項如循環、因大效、 頭忽墜地。距妾去日	(無し)	一—俠婦人
⑧	曾不一年。	纒數月、卒	一—俠婦人

ここから、二つの版本の異同は、傳寫と印刷で生じる相違や手違いに屬する一般的な版本の差異だけでなく、小説における人物の呼び方、官職、出身などの情報が修正・改作されたものであることがわかる。例えば、②の「趙士琬」の話において、徐處仁(字擇之)の任地が上海乙本では北京(北宋の大名府)、建安本系テキストでは睢陽(北宋の應天府)となっている。『宋史』卷三七—徐處仁傳に、

(徐處仁) 起爲應天尹。河北盜起、徙大名尹<sup>20)</sup>。

(徐處仁は) 應天府の知事に任用され、河北で盜賊が起り、大名府の知事に轉任した。

とあるので、徐處仁は北京(大名府)と睢陽(應天府)の兩府ともに任職したことがわかる。かかる地名の改作に伴って當然ながら事件發生の時期も變わることになる。ここから、各々の話の詳しい情報を熟知した人間によってテキストが改訂されたことが推測できる。これは冒頭で述べた洪邁自身が改作したとする記述と一致する。

更に、筆者は以下に述べる種々の理由から、上海乙本は南宋の建安本より更に古い版本系統、とりわけ洪邁が改作していない原刻本系統に基づいている可能性があると判断する。

A ②「趙士琬」の小説は、洪邁が小説に出てくる人物の徐敦立から聞いた話である。前述したように、上海乙本は徐處仁が就任した所を「北京」と記すが、建安本の睢陽とは違う。更に、南宋初年に成書していたとされる善書『太上感應篇』が「趙士琬」の話を収録するが、そこでは、「北京」と記録される。ここから、南宋初年に上海乙本と同一のテキストがすでに存在していることがわかり、それは南宋初年に刊行された會稽本と符合すると言える。

B 更に注目されるのは、表二の⑦⑧の「俠婦人」である。上海乙本の「俠婦人」を建安本系の「俠婦人」の構成と比べると、建安本系に残っていない主人公としての董國度の負心、及び妾の復讐、董國度の亡くなる様子などのプロットが保存されている（次章で詳述）。前述したように、「誣善」と指摘されたため、洪邁は贛で『乙志』を刊行した時、「俠婦人」を含め二つの話を改作し、五つの話を削除し、その他の話についても改訂した。「俠婦人」の物語について見ると、上海乙本では主人公の不名誉なプロットが残っているが、建安本系になるとそれは全て削除される。このことは洪邁の記述と一致する。

なお、歴代書目からはそこに著録されている『夷堅志』の出版地はわからない。しかし、以下の詩歌によると、原刻本のテキストが明代にまだ流傳したことがわかる。

「義俠歌」

【ア】徳興董國度 徳興の董國度は

其字爲元卿 其の字 元卿たり  
宣和舉進士 宣和に 進士に擧げられ  
籍籍多文聲 籍籍として 文聲 多し  
(中略)

【イ】卿妻曰余氏 卿の妻は 余氏と曰ひ

悍妬仍驕矜 悍妬にして 仍ほ 驕矜たり

遇姫多亡狀 姫を遇するに 多く亡じし

禁儻如凍蠅 禁儻 凍蠅の如し

甚或加極掠 甚だしくは或ひは 極掠を加ふ

人諫了不懲 人諫めるも 了に懲りず

卿力弗能制 卿の力 制する能はず

白晝若沈暝 白晝は 沈暝の若し

姫因不告去 姫は因りて告げずして去り

飄若風火昇 飄ること 風火の昇るが若し

この詩は明初の宋濂が「俠婦人」の話を五言詩に改編したものである。【イ】段には建安本系のテキストにない「負心」、「復讐」のプロットが出てくる。これと祝允明が書寫した上海乙本「俠婦人」を比べると、プロットが同じである。そのため、宋濂は上海乙本と同じ版本系統のテキストに依據して、この詩を創作したかもしれない。とすれば、ここから原刻本は明初にもまだ流傳していた可能性があることになる。

C 前掲の表二の①「宜興民」條の末に、建安本には記事提供者として「蔣丞相説」が記されている。「蔣丞相」は南宋の蔣芾(字子禮)である。『宋史』「宰輔年表」によると、蔣芾は乾道四年(一一六八)二月に右僕射に任ぜられた。即ち「丞相」である。その任命時間は序文

の日付の乾道二年十二月より後であった。以上に基づき、岡本不二明は『夷堅乙志』二十卷の成立過程について（『岡山大學文學部紀要』一九九五年）において、「蔣丞相説」は『乙志』の重印の際に加筆されたものであると推定した。上海乙本はその推定が正しかったことを裏付けている。原刻本に基づいて書寫した上海乙本のなかで、この提供者が「子禮」と記録されている。乾道二年に洪邁と蔣芾は共に起居舎人を勤めたため、この時期に洪邁が蔣芾より話を聞き、記録したと考えられる。兩人が同じ官職を勤めたため、洪邁は直接に蔣芾の字「子禮」を記したと推測できる。しかし、二年後、蔣芾が丞相に昇り、のち乾道八年（一一七二）に洪邁が原刻本を改訂するに当たり、もとの呼稱を改めて「蔣丞相」と記すことになった<sup>20</sup>。その流れをまとめると次の通りになる。

① 乾道二年（一一六六）會稽本を刊行「子禮説」と記す

② 乾道四年（一一六八）蔣芾が丞相になる

③ 乾道八年（一一七二）贛本を刊行

④ 淳熙七年（一一八〇）建安本を刊行「蔣丞相」と記す<sup>21</sup>

この呼び方の改作から、上海乙本の本文は、建安本、贛本に先立つテキストに由来するものと考えられる。南宋の三つの版本のうち、おそらく原刻本である會稽本のみ符合すると言える。

#### 四、「俠婦人」が改作された原因について

洪邁が序文で明確に言及した削除・改作をした小説のうち、唯一「俠婦人」が現在まで伝わっている。原刻本系統に屬する上海乙本に着目すると、その改作経緯や原因が明らかに浮かび上がってくるので、以下に考察したい。

上海圖書館所藏明鈔本『夷堅乙志』について

#### （一）「俠婦人」の先行研究

先行研究としては福田知可志「女侠の物語―『夷堅志』「俠婦人」について」（『中國學志』隋號、二〇〇二年）と張祝平「范成大「俠婦人」故事原貌及其流變考」（『文學遺產』一九九七年第四期）が挙げられる。福田氏は「俠婦人」の女侠像、『黃氏日鈔』の節録から見た負心譚の影響、後世への影響をめぐって論述している。一方、張氏は上海乙本の「俠婦人」を紹介し、洪邁の序文により、改作原因を「與事實不符」と「誣善」の二つの原因と推測する。更に、後代の小説と戯曲の中に見られる「俠婦人」の改編について着目している。

#### （二）「俠婦人」の本文

「俠婦人」の梗概を略記すれば、以下の様である。（【ア】、【ウ】、【オ】段の構成は二つの版本が一致、【イ】段は上海乙本しか残っておらず、【エ】段は上海乙本のテキストで、⑤段は改作を経ている建安本テキストである。）

【ア】主人公の董國度は宣和六年の進士。單身萊州膠水縣の主簿に赴任した。中原が金軍に占領された後、北地に隠れ潛み、知り合った旅館の主人に妾を買ってもらう。その妾の身元は不明だが、董國度のために生計を立てた。董國度は晝夜南方の家人を懐かしむ様子を妾に見られ、自分は宋國の官員であると打ち明ける。妾は自分の兄を招き、兄が「人のために働くことを喜びとする」性格であると紹介した。妾の兄は虬髯の行商人という姿で登場した。彼の協力を得て、董國度は無事に南方に歸った。出發前、妾は袍を董國度に與え、後で妾自身も後から兄に連れ歸ってもらうため、兄からの金は受け取らないように、と董國度



に指示を與える。その後の事は妾の豫測通りに進む。董は妾に教えられた通り、南宋に歸つた後、妾兄から贈金としての二十兩を斷り、袍を兄に示す。兄はやむを得ず妾を連れてくることを約束。のち董は袍のほころんだところに詰っている金箔を探し出す。一年後、妾は兄によつて、無事に歸ることが出来る。

【イ】董の正妻である余氏はいつも董妾を苦しめた。董國度は打つ手がなく、病気になる。董のある同年（同じ年に科擧の試験に合格した人）は董國度の不義・負心を咎め、董妾と妾兄が豪俠であることを指摘する。結局は董妾が行方不明になつた。

【ウ】歸國後、南宋の權臣秦檜によつて、董は京官に任命される。

【エ】數月後、董は病氣になり、「頭忽墜地」急死した。妾は、その一年前行方不明になつていた。（上海乙本のテキスト）

④ 數月後に急死した。（建安本系改作されたテキスト）

【オ】秦檜の助力によつて、朝廷は董に官職を追贈し、董の息子にも官職を授ける。

概括して述べれば、建安本系のテキストは【イ】段の「負心」、「復讐」主題を削除し、【エ】段の董國度が亡くなる様子の記述が改作されている。

### （三）「俠婦人」の信憑性について

「俠婦人」の本文を考察する前に、「俠婦人」の故事の信憑性について明らかにしておきたい。

洪邁は『夷堅志』の多數の話の末に話の出所を記している。ほぼ全ての話の源流がわかる。「俠婦人」の末に「范至能説」とある。范至能は南宋の范成大である。『宋會要輯稿』儀制十一に以下の記録がある。

左宣教郎、幹辦諸軍糧料院董國度、十年五月贈朝奉郎。國度先任棗州膠水縣主簿、泛舟海赴行在、上利害、得幹辦諸軍糧料院、未幾卒、故也。

左宣教郎、幹辦諸軍糧料院を勤めた董國度が、十年五月に朝奉郎を贈られたのは、國度が先に棗州の膠水縣の主簿に任ぜられ、舟を海に泛べ、行在所に赴き、利害を言上し、その後幹辦諸軍糧料院となり、間もなく卒すことからである。

この史料をもつて「俠婦人」と比べると、主人公董國度の人生經歷はほぼ同じである。こうして考えれば、「俠婦人」は實在の人物をモデルとして、作成された物語である可能性が高いと思われる。

### （四）改作の原因

建安本系のテキストでは削除されているが、上海乙本に保存されている「俠婦人」の原文を確認したい。

【イ】董妻余氏故妒悍、雖知其夫以妾力獲返、不暇恤、遇之多亡狀、或加笞掠不少貸。董不能制而自痛負妾、怏怏成疾。同年故人問其病、具以本末言。同年曰「君亦不義矣。客與妾豈世間庸常人哉。殆書傳所載俠士也。受人恩能爲盡死、人或負之則飛劍報仇如殺狐兔耳。爲君計獨有置諸館、待之如二妻。君婦復不容、則以情白於朝、臨以君命、宜不敢。」董牽拘未決。妾一旦不告去。董喜且懼、常忽忽若有亡。秦丞相與董有同陷虜之誓、爲追敘向來歲月、改京秩、幹辦諸軍審計。【エ】纔數月、忽病、瘰癧繞項如循環、因大歎、頭忽墜地。距妾去日曾不一年。【オ】秦丞相令其母哀訟於朝。自宣教郎特贈朝奉郎、而官其子仲堪者、時紹興十年五月云。范成大説（破線部分は建安本系のテキストと同じ）

改作・削除された部分を便宜上三段に分けて論述する。まず【イ】段について。歸國後、董の最初の妻余氏はいつも董の妾を苦しめた。董國度は打つ手がなかったため、怏々として樂しまず病氣になった。董の「同年」は董國度の不義・負心を咎め、また董の妾と妾兄がともに豪俠の人物であると指摘する。結局は董妾が行方不明になる。

ここで最も重要な人物は董國度の負心を非難する人間として登場している同年である。董國度の不義を責める同年の話が削除されたしまった原文の大部分を占める。「俠婦人」についての先行研究ではこのことについて全く言及していない。『夷堅志』と『宋會要輯稿』によれば、董國度は宣和六年に科擧に及第する。范成大が編纂した地方志『吳郡志』卷二十八によれば、范成大の父親范雱も宣和六年の進士で、即ち董國度の同年である。さらに、董國度は紹興十年に京官の時期に首都臨安で突然亡くなり、その時、范雱は「諸王公大小教授」という京官に就いていたため、董が亡くなった際の様子を知ることができたと考えられる。ここから、范成大の父親である范雱は「俠婦人」に登場する同年の可能性が高いと思われる。そのため、話の提供者である范成大は「同年」と主人公の間の話について詳しく記録できたと思われる。

【エ】段は董國度が亡くなる時の様子を描くものである。ただ、建安本になると、「才數月、卒」と故意に簡潔な記述にまとめている。何故そのプロットを省略したのか。建安本系のテキストの中で、董國度は南宋に歸つた後、不思議なことに間もなく亡くなってしまふ。最も奇異なのは、歸國後のプロットにおいて、小説の前半部で登場したヒロインとしての妾について、全く言及されておらず、題目の中の「俠」という主題も展開されていない。讀者は小説の展開に違和感を

抱き、少し不十分だというイメージを感じるのではないだろうか。一方、董國度が亡くなる場面も尋常でなく、「同年」の勸告から「頭忽墜地」、「距妾去日曾不一年」にかけての描寫から見れば、洪邁は董國度が不實の報いを受けたことを暗示していたのではないかと推測できる。そうであれば、妾が苦しめられて行方不明になることを削除した上で、讀者を納得させる爲に、異常な死亡を暗示する場面について削除しなければならぬことになる。それはまさに改作者である洪邁の刪改した原因であろう。

【オ】は董國度が亡くなった後、秦檜によつて官職を追贈され、息子も官職を授けられたことである。洪邁の出身地の鄱陽と董國度の故郷である徳興は同じ饒州に屬し、董國度の董氏一族と妻の余氏、母の汪氏は全て南宋における徳興の名族であった。こうした社會背景において、董國度の負心のスキヤンダルを暴いた作品は、きつと世間で、大きな物議を醸したことと思われる。

前掲の序文の「もともと人事を纂述し人の惡を稱する意圖はない。」という洪邁の辯解と「善人を中傷するに至つた」という記述から見ると、洪邁が指摘されたのは人間關係についての問題であろう。削除された「人爲飛禽」などの物語は現在まで残っていないが、これらの物語は「俠婦人」のような實在の人物を物語化し、あるいは人のスキヤンダルを暴いたものであつた可能性がある。

ところで、『夷堅志』の中の「解御娶婦」の話も同様に俠婦人が負心漢を殺すものである。すでに削除された「俠婦人」のプロットとは違ふが、洪邁はこの話の末に、

此蓋古劍俠事、事甚與董國度相類云。

これは古代の劍俠の事で、甚だ董國度と相い類すと云う。

という意味深いコメントをつけており、そこから洪邁自身が削除した部分は事實であったと認めていることが推測できる。

董國度が亡くなった後、權相秦檜によつて、官職を追贈され、息子も官職を授けられる。そうした背景において、洪邁が時宜に適さない、董國度の負心のスキャンダルを暴いた作品は、南宋社會、特に洪邁の故郷である饒州の有力家族の間で、大きな物議を醸したことは間違いないであろう。これこそ、洪邁が「俠婦人」を改作したより深い原因だと考えられる。

## 五、南宋における出版環境と『夷堅志』創作

本章では、志怪小説の南宋における出版環境から、『夷堅志』の創作について考えてみたい。

宋代の志怪小説は、魯迅や程毅中などが指摘する通り、「可信」「紀實」、即ち當時の社會の實在人物と事件を單純に「記録」し、人間關係などを鮮やかに描き出すという屬性を持つている。その一方、南宋時代における印刷技術の發達に伴い、志怪小説の流布地域が廣がり、小説の傳播が速くなった。また志怪小説の讀者階層の幅が段々廣がり、『貴耳集』と『醉翁談錄』の記述によれば、皇后から講談藝人に至るまで『夷堅志』の熱心な讀者がいた。<sup>②③</sup> そのような状況で、同じ時代における實在の人物をモデルとして小説を創作して出版した場合は、現實の社會にどのような影響を及ぼし、更に作者の創作活動に對してどのような影響を與えるであろうか。

南宋における王銍の『默記』に次の事を記録している。<sup>④</sup>

張君房字允方、(略)平生喜著書、如『雲笈七籤』、『乘異記』、『麗

情集』(略)。知杭州錢塘、多刊作大字版携歸、印行於世。(略)『乘異記』既行、君房一日朝退、出東華門外、忽有少年拽君房下馬奮擊、冠巾毀裂、流血被體、幾至委頓。乃白禎之子也、問「吾父安有是事、必死而後已。」觀者爲釋解、且令君房毀其版、君房哀祈如約、乃得去。

張君房、字は允方。(略)平生著書を好み『雲笈七籤』、『乘異記』、『麗情集』等を著わした。杭州の錢塘縣知事を勤めた時、大字版を多く刊刻し、携え歸つた後、世に刊行した。(略)『乘異記』が既に發行され、ある日君房が朝廷から退出し、東華門外に出たところ、忽ちある少年が君房を馬から引きずり下し奮撃した。(張君房は)冠と頭巾が裂け、全身血だらけで、息も絶え絶えとなった。(この少年は)白禎の子であった。「私の父がそんなことがあるのか。必ず殺してやる。」觀ていた者が仲裁に入り、また君房に版木を壊させることにした。君房は約束を果たすと哀願して、やっと立ち去ることができた。

北宋の志怪小説作者の張君房は當時の社會に實在した人物である白禎を志怪小説集『乘異記』に取り入れ、物語化したため、白禎の息子に毆られ、書版を壊される結果になったのである。北宋の出版規模、流行地域はまだ南宋に及ばないが、實在の人物のことを物語化すると、生きている知人や家族、さらには政府からの壓力を受けることがあると推測できる。とりわけ、南宋に至り、科擧及第は文人の生活環境を激變させ、及第前と及第後の榮華には大きな格差が生じ、卑賤な妻・戀人を裏切る「書生負心」という話が社會に流行する。そして、様々な「書生負心」の小説と戯曲が創作され、その内容は特に主人公

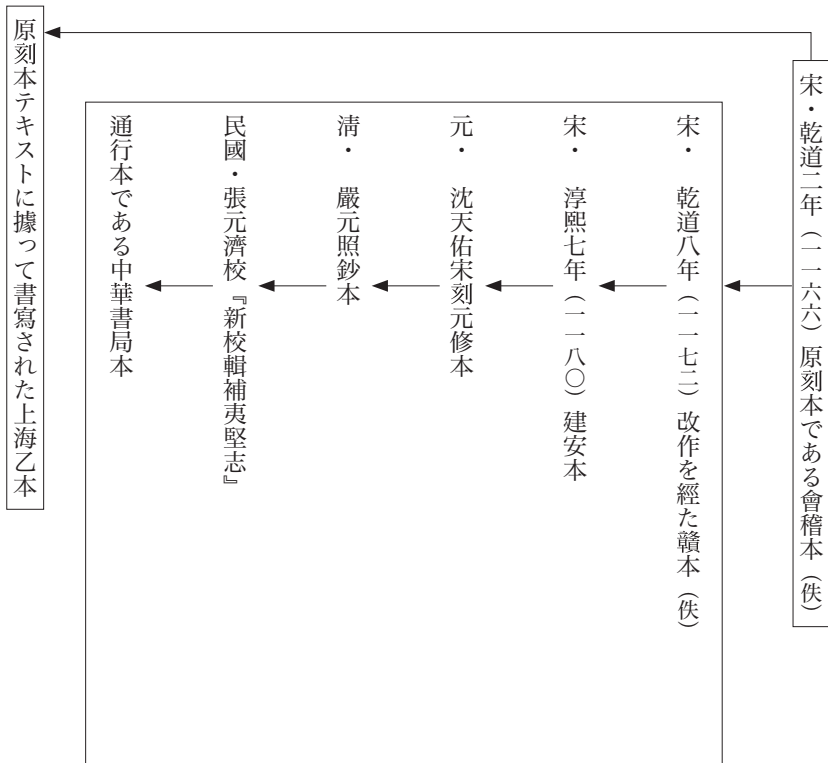
の親友と知識人の中で、大きな物議を醸した。例えば、北宋の狀元王俊民をモデルに創作した負心を主題とする南戲『王魁傳』は流行した後、王俊民の親友や宋代士人からの非難を受けた。<sup>(35)</sup>

このような社會的背景の中で、洪邁はどのように對處したのか。前述の『乙志』の削除事件のほか、『夷堅志』三十二志の編纂過程において、社會、及び讀者からの影響がしばしば窺えるのである。洪邁は一志を編纂するたびに、序文を書いている。その中の若干の序文に讀者からの質問、及びこの質問に對する返事を記録している。その中には、以下の三つの種類の質問がある。

- ① 小説の眞實性（「丙志序」、「支丁志序」）
  - ② 書名についての質問（「辛志序」、「支景志序」）
  - ③ 志怪小説の價値、及び創作意圖に對する質問（「丁志序」）
- 讀者の批判を免れるために、洪邁はやむを得ず序文の中で自身の意圖を説明し辯明して、讀者の理解を求めている。<sup>(37)</sup>それは、南宋において出版規模の擴大に伴い、洪邁を代表とする志怪小説の作者が向き合わなければならなかった問題だと思われる。このことについては、紙幅の都合上、稿を改めて論じたい。

## 六、終わりに

最後に、今まで述べてきた上海乙本と通行本の源流關係を整理すれば、次の一覽表の通りである。



上海乙本『乙志』三卷は、失われた原刻本『乙志』のテキストに遡ることができると、改作されていない原刻本のテキストを保存し、

今まで未解明な部分に光を當てることができる貴重な資料なのである。本稿では、建安本系のテキストとの比較を通して、様々な削除・改作の箇所から、これまで全く論及されていない上海乙本の書寫時期とその意圖、及び原刻本との關係を考察した。更に、「俠婦人」についての内容の分析を通じて、洪邁が改作した作業の實態を窺い知ることができた。そして、その原因の一部分は洪邁自身が序文で説明していることだけでなく、當時の社會の人間關係と政治にも關連していたと思われる。このように、上海乙本の考察によって、『夷堅志乙志』の改作経緯とその原因が明らかにできたと考える。

上海乙本『夷堅志』書影（卷二第一五葉）

乃得女遂名之曰夢孫及數歲戲祖旁偶見文卿生時書則捧視曰我所書也文卿無錫人與維濟皆沈元用榜進士為揚州司理參軍建炎中虜犯淮甸死官下有子敏

人化犬

姑蘇翟四六秀才家乳婢王氏平生無一善見人誦佛則笑毀之年四十一歲有贅生於尻日以痛楚用膏藥傅之膏愈益大至尺餘則成狗尾矣自是不能行屈兩手於地匍匐移足乃可動伺犬羸就槽輒隨之食夜與共寢踰半歲乃死又傳聽節級徐忠因病亦生一尾謂妻子曰我坐拋飲食之過夢入城隍廟令詣曹伏狀自今勿得食人食惟舐糠乃可且和糠來既至蹲踞而食與犬無異其家為浮屠供悔謝罪旬日而死時紹興三十年五月也

張十妻

吳江縣民張十妻嗜殺生又事舊姑三狀年六十矣紹興二十九年得疾兩股皆生惡瘡蛆盈其中醫骨及髓宛轉呻痛聲連鄉里久之每遺糞必自取食并食薦席皆盡期年乃死四事日智說

夢承天寺

注

- (1) 上海圖書館所藏清鈔本に黃丕烈の跋文「丁卯歲因宋刻夷堅志甲乙丙丁四集出、每以未得一見爲恨、遂囑夢華錄副以藏。既阮中丞以宋刻贈余。」、「此影宋鈔夷堅志甲乙丙丁四集、外間希有之書。」とある。この記述によつて、その前四志も宋刻元修本に基づいて影寫されたものであるとわかる。
  - (2) 張元濟が編纂した『新校輯補夷堅志』は、「宋刻元修本」によつた鈔本を、『分類夷堅志』の重複部分で校訂しているものである。注意されたい。
  - (3) 上海圖書館所藏明鈔本の巻首題は『夷堅丁志』と書かれているが、その實際の内容は『夷堅乙志』であるため、本稿では、便宜上、上海圖書館所藏『夷堅志乙志』という名稱を用いることにする。
  - (4) 洪邁『夷堅志』（中華書局、二〇〇六年）、校例二頁の記述に據る。
  - (5) 『夷堅志』第四冊、一八三六〜一八三七頁に収録。
  - (6) 『夷堅志』第四冊、一八三三頁に収録。
  - (7) 沈天佑の序文によれば、宋刻元修本は閩版を古杭本（浙本）で補刻したものである。更に「蜀、浙之板不存」によれば、元代には古杭本の版本は存在しておらず、残っていたのは印本だったであろう。
  - (8) 『夷堅志』第一冊、三六三頁。
  - (9) 『夷堅志』第一冊、一八五頁。
  - (10) 宋刻元修本の目録は沈天佑の改訂を経ており（他巻の小説も記録された）、建安本の原貌と違うので、ここでは本文に記載される小説数を参考にした。
  - (11) 『乙志』巻十六の「劉供奉犬」條の最後に、嚴元照は「此下宋本闕兩葉」と注記する。實際の小説数は確證を缺く。ここでは、實際に存在する數目を擧げた。
- 上海圖書館所藏明鈔本『夷堅志乙志』について
- (12) 贛本が現在に残っていないため、贛本と建安本のテキストの異同について、ここでは詳しく論じない。
  - (13) 裴景福『壯陶閣書畫錄』巻九に「明祝枝山小楷夷堅丁志三卷原冊」と記録している。
  - (14) 上海乙本の末に、明代の文從簡の「結法精嚴、波畫蕭散（略）當是先生四左右書」という跋文があり、張祝平氏はこれにより、書寫時代を弘治十三年前後であると推測している。
  - (15) 祝允明『懷星堂集』巻十三（文淵閣四庫全書本）。
  - (16) 同上、巻十二「與朱憲副書」に據る。
  - (17) 徐擘「祝允明著述考辨」（『古籍整理研究學刊』、二〇〇九年第四期）を參考。
  - (18) 上海乙本は「戲語却鬼」に作る。
  - (19) 上海乙本は「異女子」に作る。
  - (20) 元脫脫等『宋史』第三三冊（中華書局、一九八五年）一一五一九頁。「趙士琬」の末に「敦立說」とある。上海乙本の中に残っている部分によると、徐敦立は徐擇之の息子である。
  - (21) 王利器『太上感應篇解題』（『中國道教』、一九八九年第四期）を參考。
  - (22) 『太上感應篇』巻一「恤孤」（正統道藏本）。
  - (23) 建安本系は全て「董國慶」に作り、上海乙本は「董國度」に作る。宋代の史料『宋會要輯稿』、『建炎以來繫年要錄』は「度」に作り、また『夷堅志』補卷第十四巻にも「度」に作っているので、よつて建安本を刊行した時に「度」を「慶」に誤刻したと思われる。
  - (24) 『列朝詩集』甲集十二卷（清順治九年毛氏汲古閣刻本）。
  - (25) ちなみに通行本の「乙志」巻三の「蔣教授」という小説の中で、記事提供者を「蔣子禮」と記録している。洪邁は収録上の都合により、同じ記事提供者に複数の呼稱を付きしている。例えば、范成大と范至能。

- (27) 贖本は現在残っていないため、確認できない。ここでは改作の時期を建安本の刊行時とする。注意されたい。
- (28) 范成大『吳郡志』（江蘇古籍出版社、一九九九年）、四一―頁。
- (29) 于北山『范成大年譜』（上海古籍出版社、一九八七年）、一―四頁。
- (30) 李玫「科擧、家族與地方社會―以宋代德興地区爲中心的考察」（南昌大學碩士論文、二〇〇八）を參考。李玫氏は地方志、家譜、墓誌の資料によつて、宋代における徳興の張氏、董氏、余氏、汪氏などの名族において科擧、姻戚關係を考察している。
- (31) 前掲注（2）第四册、一六七―六頁。
- (32) 魯迅『中國小説史略』、「宋之志怪與傳奇文」（上海古籍出版社、二〇〇六年）と程毅中『宋元小説研究』（江蘇古籍出版社、一九九八年）を參考にした。
- (33) 張端義『貴耳集』卷上「憲聖在南内、愛神怪幻誕等書。郭象『睽車志』始出、洪景盧（洪邁）『夷堅志』繼之。」羅燁『醉翁談錄』卷一「講談藝人は）幼習『太平廣記』、長攻歴史代史書。（略）『夷堅志』無有不覽、『塙瑩集』所載皆通。」
- (34) 王銍『默記』、『全宋筆記』第四編三、大象出版社 二〇〇八年）、一六五頁。
- (35) 岡本不二明「王魁説話考」（『東方學』、第八十六輯、一九九三年）を參考。
- (36) 『辛志』の原文は今残っていないので、趙與時「賓退錄」卷八に収録される『辛志』の序文に據る。
- (37) 「讀者曲而暢之、勿以辭害意可也」（「支丁序」）、「懼同志觀者以前後矛盾致疑、故識其語」（「支景序」）。

（付記）本稿は、平成二十六年十月十二日に開催された日本中國學會大會（於大谷大學）における研究發表に基づいたものである。